

外食業・旅館ホテル業者の皆様へ

平成22年10月から米トレーサビリティ法がスタートしました。

米トレーサビリティ法

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

取引等の記録

平成22年10月1日より

●伝票を受領、記録

「お米」を入荷した際には、伝票などを受領、記録してください。

●3年間保存

受領した伝票、記録などは3年間保存してください。



Rice Traceability

小売業者
外食店

卸売業者

生産者

産地情報伝達

産地情報を一般消費者にまで伝達

平成23年7月1日より

●産地を伝達

「ご飯」を提供する際には、「お米」の「産地」を消費者へ伝えてください。



米トレーサビリティ法とはなんですか？

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律のことです。」

外食業者の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、

「伝票の受領・記録、その伝票などを3年間保存」と「一般消費者への産地情報の伝達」を行わなければならないことになっています。

●食品事故や産地偽装発生時に、原因を速やかに特定でき、事業者の責任の明確化を図ることができます。



どうすればいいのですか？

1

取引等の記録の作成・保存 (平成22年10月1日施行)

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

■対象品目の確認

- 精米・玄米・雑穀ブレンド米 など
- ご飯、冷凍ご飯、包装米飯 など
- 清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん など

■伝票の内容の確認

- 品名(取引において通常用いている名称)
- 産地(「国産」「○○国産」「○○県産」等)
- 数量(取引において通常用いている単位)
- 年月日(搬出入した日(困難な場合は、受発注日等))
- 取引先名(取引先の氏名又は名称)
- 搬出入した場所(その場所が特定できるような名称及び所在地)

2

一般消費者への産地情報の伝達 (平成23年7月1日施行)

【個別メニューごとの表記例】

【メニュー冊子に表記する例】

オムライス(アメリカ産米)	680円
カレーライス(国産米)	680円
カツカレー(国産米)	880円
ハヤシライス(国産米)	680円
海老グラタン	880円
海老ドリア(アメリカ産米)	880円
チキンドリア(アメリカ産米)	880円
●定食メニュー(国産米使用)	
チキンカツ定食	800円
トンカツ定食	900円
ヒレカツ定食	900円
海老カツ定食	900円

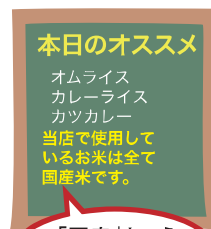
メニューによって米穀の産地が異なる場合

オムライス	680円
カレーライス(サラダ付き)	680円
カツカレー(サラダ付き)	880円
ハヤシライス(サラダ付き)	680円
●定食メニュー	
チキンカツ定食	800円
チキンカツ定食	800円

当店で使用しているお米は、全て、○○県産米です。

都道府県名又は代表的な地名でも可

【店内掲示の例】



「国産」という表記でも可

店入口の立て看板、店内配布チラシ、ショップカード等でも可

●産地の記載については、取引先の業者により伝達された産地情報に基づいて記録してください。



しなかったらどうなりますか？

●生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、伝票等を保存していなかった場合には…罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。(平成22年10月1日施行)

●消費者に正しく産地を伝達する観点から、一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には…罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。(平成23年7月1日施行)

お問い合わせ先

- 北陸農政局食糧部計画課 / 金沢市野町3-1-23 TEL 076-241-3151 (代表)
- 消費・安全部 地域第一課 / 金沢市野町3-1-23 TEL 076-241-3153 (代表)
- 消費・安全部 地域第二課 / 七尾市藤橋町申39-1 TEL 0767-52-3387 (代表)
- 消費・安全部 地域第三課 / 小松市白江町リ33-1 TEL 0761-22-3996 (代表)

米トレーサビリティ法の情報は、下記ホームページをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

財団法人 石川県生活衛生営業指導センター